

(平成22年3月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から42年3月まで

国民年金に任意加入すれば、将来の年金額が増えると勧められ、夫がA市町村役場で私の国民年金の任意加入の手続をした。納付漏れがあつてはならないと考え、加入当初から、保険料は必ず納付してきた。

申立期間の国民年金保険料について、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間である上、申立人は、約30年の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、オンライン記録では、申立人の国民年金被保険者資格取得日は昭和42年4月1日とされ、申立期間は国民年金に未加入の期間とされているが、この記録は、平成4年3月17日付けで訂正処理されたものであり、国民年金被保険者台帳の記録から、申立人は、昭和41年9月26日に任意加入被保険者として資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の検認記録欄をみると、昭和41年度（昭和41年9月から42年3月まで）及び昭和42年度の保険料については、検認印が無いが、オンライン記録では、42年度の保険料は納付済みとされていることが確認できることから、申立期間直後の42年度の保険料は、過年度保険料として納付されたものと考えられる。B社会保険事務所（当時）では、納付の時効に至らない納付可能な期間の保険料について、過年度保険料の納付書を送付していたことから、申立期間の保険

料についても納付書が送付されていたものと考えられる上、申立人が所持する国民年金手帳の検認記録欄の記録から、43年度の保険料は昭和43年5月に、昭和44年度の保険料は昭和44年4月にそれぞれ1年分を一括納付していることが確認できることを踏まえると、申立人が、過年度保険料として納付可能であった申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年6月から43年3月まで
父親が私の分も含めて家族の国民年金保険料を納付していたと聞いているので、申立期間の保険料が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「父親が、家族の保険料と一緒に私の保険料も納付していた。」と主張するところ、申立人の保険料は、申立期間を除きすべて納付され、父親が納付していたとされる申立人の兄夫婦及び三兄の保険料はすべて納付されていることが確認できることから、申立人の父親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和43年3月28日、資格取得は41年*月*日に遡^{そきゅう}及して行われていることから、申立人の手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間の国民年金保険料は、過年度保険料として納付可能であったことが確認できる。

さらに、A社会保険事務所（当時）では、国民年金の加入手続が行われた時点において、納付可能な過年度保険料がある場合、当該期間の過年度保険料の納付書を送付していたとしている。

加えて、申立人の長兄は、「父親は、当時国民年金委員をしていたので、納付しなければならない保険料はきちんと納付したはずである。末妹（申立人）の保険料を納付しなかったとは考えられない。」と証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年7月までを24万円、同年8月から同年10月までを30万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、オンライン記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、同年11月30日現在で

同社に在籍していた 94 人の従業員のうち 91 人が申立人と同様に遡及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係るオンライン記録から、平成 5 年 8 月 1 日付けの随時改定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年 11 月 30 日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 5 年 4 月 30 日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡及して処理した同年 11 月 30 日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額から、平成 5 年 4 月から同年 7 月までは 24 万円、同年 8 月から同年 10 月までは 30 万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成 5 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和 41 年 11 月 5 日に株式会社 A で被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継した B 株式会社で平成 12 年 12 月 31 日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡及喪失処理がされた 5 年 11 月 30 日以降についても株式会社 A に勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成 5 年 11 月に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 5 年 11 月に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成 5 年 11 月の標準報酬月額については、同年 11 月 30 日付けで取消処理がなされている申立人のオンライン記録から、30 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社 A は既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成 5 年 11 月 30 日に同年 4 月 30 日に遡及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年 11 月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和 34 年 5 月 1 日）及び資格取得日（昭和 34 年 9 月 1 日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を 1 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、A株式会社勤務していた期間に、途中で休職や退職したことはなく、継続して勤務していた。しかし、同社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、A株式会社において昭和 32 年 5 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、34 年 5 月 1 日に資格を喪失後、同年 9 月 1 日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚は、「申立人は申立期間においてもA株式会社に勤務していた。」と証言している上、そのうちの一人は、「私は、申立人の助手として一緒に車に乗り、仕事をしていた。申立人が途中で辞めたり、病気で休んだという記憶は無い。一人では仕事ができないので、いつも一緒に仕事をしていた。」と証言していることから、申立人が申立期間もその前後の期間と同様に、同社において勤務していたことが認められる。

さらに、当時の事務担当者は、「継続して勤務している従業員の厚生年金保険の資格を喪失させる取扱いをすることは通常では考えられないが、仮に資格喪失していたとしても、継続して勤務していれば、給与から保険

料が控除されていたのではないか。」と証言しているところ、申立人以外の同僚 16 人全員は、いずれも申立期間において、厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社における昭和 34 年 4 月の社会保険事務所の記録から、1 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 34 年 5 月から同年 8 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人のA株式会社における申立期間に係る標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 12 月 1 日から 14 年 1 月 5 日まで
私がA株式会社取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支払われていた報酬に見合う標準報酬月額と相違しているため、正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 14 年 1 月 5 日の後の同年 1 月 9 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、50 万円から9万 8,000 円に遡及して引き下げられていることが確認できる。

一方、A株式会社の閉鎖登記簿謄本から、申立人は同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、申立人は、「私は、B部門を担当しており、経理等の事務は担当していなかった。」と主張するところ、A株式会社における給料計算等の事務担当者は、「当時、申立人は、B部門担当で常に現場に出ており、会社の経理には関与していなかった。申立人には標準報酬月額の遡及訂正に係る届出について相談していないため、当該届出については知らなかったと思う。」と証言していることから、申立人は当時、取締役であったが、自らの標準報酬月額の遡及訂正には関与していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 11 年 12 月から 13 年 12 月までの標準報酬月額を9万 8,000 円とする訂正処理を 14 年 1

月 9 日付けで遡及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出たとおり、50 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年から 41 年までの毎年 4 月から 12 月まで
私は、昭和 35 年ごろから、毎年、A 市町村の B 株式会社に 4 月から 12 月まで季節労働者として働きに行き、冬場は仕事が無くなるので C 都道府県に戻り、失業保険をもらっていた。

昭和 39 年になって、会社から厚生年金保険に加入させるとの話があり、今は持っていないが、厚生年金保険のカードをもらった記憶がある。

同僚には、厚生年金保険の加入記録があると聞いた。私も加入していると思うので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間当時、B 株式会社に季節労働者として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B 株式会社の当時の事務担当者は、「厚生年金保険には、正社員以外の一般労働者及び季節労働者は加入させていなかった。」と証言している。

また、申立人が記憶している同僚 5 人について、B 株式会社における厚生年金保険の加入状況を調査した結果、二人には加入記録があり、3 人には加入記録が無いことが確認できるが、上記事務担当者は、「加入記録がある二人は、D 職及び事務担当者であり、正社員扱いであった。加入記録が無い 3 人は、季節労働者であり、厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している。

さらに、上記の加入記録が無い 3 人のうち聴取できた二人は、「私は、厚生年金保険に加入していた正社員とは雇用形態が違っており、厚生年金保険には加入していなかった。」「正社員でないと厚生年金保険には加

入できなかったと思う。会社から厚生年金保険に加入させると言われた記憶も無いし、厚生年金保険のカードをもらった記憶も無い。」と証言している。

加えて、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票を確認したが、申立人の加入記録は無く、健康保険の番号に欠番もみられない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに給与から保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月21日から23年5月6日まで
A株式会社B工場に勤務していた期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、退職後に脱退手当金の請求手続をした記憶は無く、脱退手当金を受け取った記憶も無い。
脱退手当金が支給された記録となっていることに納得がいかないので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から6日後の昭和23年5月12日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A株式会社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後661人の被保険者のうち、オンライン記録で被保険者記録が確認でき、申立人と同じ支給要件（被保険者期間6月以上20年未満）が適用される37人について、脱退手当金の支給の有無を調査したところ、15人に支給記録があり、そのうち7人が資格喪失日から1週間以内に支給決定されている上、申立人と同一資格喪失日の者3人のうち、同一支給決定日の者が二人見受けられる。

さらに、当時は通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人は、「当時の同僚3人には、厚生年金保険の加入記録があると聞いており、自分だけ脱退手当金が支給された記録となっているのはおかしい。」と主張しているが、当該同僚3人は、昭和23年8月1日以降に被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、同日に施行された改正厚生年金保険法（昭和23年法律第127号）では、脱退手当金の支給要件が「被保険者期間5年以上20年未満」等に改正されており、3人とも退職当時、脱退手当金の支給要件を満たしていなかったことが確認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 4 月 1 日から 31 年 4 月 10 日まで

私は、昭和 25 年 4 月 1 日から A 事業所で働いていたが、厚生年金保険の加入記録は、31 年 4 月 10 日からとなっている。同事業所では、春から秋まで仕事を行い、冬は依頼があれば同じ雇用条件で働き、仕事が無い時は失業保険を受給していた。

申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の長女の証言から、申立人は、申立期間当時、A 事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が同じ職種で氏名を記憶する女性従業員 6 人は、申立期間に、A 事業所における厚生年金保険の加入記録は無いことが確認できる上、上記 6 人のうち、一人は申立人と同じ昭和 31 年 4 月 10 日に、もう一人は 33 年 4 月 10 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立期間当時、A 事業所に勤務していた男性従業員は、「申立人と同じ職種の女性従業員は、臨時社員だった。私も入社した当初は、臨時社員の扱いだったが、1 年後に正社員になり、厚生年金保険に加入させてもらった。」と証言している。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、昭和 31 年 4 月 10 日に、A 事業所において初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証においても、初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得した日は、31 年 4 月 10 日と記載されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに給与から保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月ごろから 44 年 10 月ごろまで

私は、昭和 37 年 9 月から 44 年 10 月までの期間に、4 回、A 株式会社 B 工場に勤務したが、同社での厚生年金保険の加入記録は、申立期間より前の 3 回しか無い。

昭和 42 年 4 月に長男を出産した後、A 株式会社 B 工場に復職した。44 年 10 月ごろに同工場は閉鎖となったが、私は、その時に同じ部門で仕事をしていた同僚と工場の後片付けをした記憶がある。

申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 株式会社 B 工場は、昭和 44 年 10 月に閉鎖となったが、そのときに同じ部門で仕事していた同僚と工場の後片付けをした記憶がある。」と主張しているところ、A 株式会社では、「A 株式会社 B 工場の閉鎖は、49 年 11 月である。」と回答している。

また、工場閉鎖に伴う残務整理を担当していた当時の社員は、「工場閉鎖時に申立人はいなかった。」と証言している上、申立人が一緒に残務整理を行ったと記憶する同僚は、昭和 44 年 3 月末に同社を退職していることが確認できる。

さらに、A 株式会社 B 工場の当時の事務担当者は、「パート従業員も社会保険と雇用保険は一緒に加入させていた。」と証言しているところ、申立人及び申立人が一緒に勤務したと記憶する同僚 3 人の雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の加入記録とおおむね一致しており、申立期間において、申立人の雇用保険の加入記録は無いことが確認できる。

加えて、複数の同僚から聴取したが、申立人が申立期間当時、A 株式会

社B工場に勤務していたことは確認できず、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 3 月 1 日から 14 年 2 月 1 日まで
平成 12 年 3 月から 14 年 1 月までの標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっているが、当時の賃金台帳によると、報酬は 34 万円であり、厚生年金保険料も控除されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、株式会社Aの取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、同社の商業登記簿謄本及び社会保険事務所（当時）の厚生年金保険被保険者記録により認められる。

また、オンライン記録から、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった（以下「全喪」という。）平成 14 年 3 月 1 日の後の同年 3 月 8 日付けで、12 年 3 月から 14 年 1 月までの 23 か月間の標準報酬月額について、遡及した減額処理が行われていることが確認できる。

一方、申立人は、「全喪当時、会社には社会保険料の滞納は無かった。」としているが、株式会社Aにおける取引銀行の当座預金の取引履歴を確認したところ、平成 13 年 4 月から同年 11 月までは、毎月約 55 万円の社会保険料が口座から引き落とされているが、同年 12 月以降は、口座から引き落とされておらず、申立人は、「全喪当時、話の内容までは覚えていないが、社会保険事務所の職員が来たことは記憶している。」と述べていることから、厚生年金保険料の滞納があったことがうかがえる。

また、申立人は、上記のとおり、全喪当時、社会保険事務所の職員が来た記憶があり、「平成 14 年 1 月末以降、代表者印は、代表取締役の父

ではなく、専務である自分が管理し、対外的な書類に代表者印を押していた。」と述べていることから、申立人は、同社の取締役として、自らの標準報酬月額の減額に関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、株式会社Aの取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 11 月から 33 年 6 月まで
② 昭和 33 年 11 月から 34 年 6 月まで
③ 昭和 34 年 11 月から 35 年 6 月まで
④ 昭和 35 年 11 月から 36 年 6 月まで
⑤ 昭和 36 年 11 月から 37 年 6 月まで
⑥ 昭和 43 年 11 月から同年 12 月まで
⑦ 昭和 44 年 11 月から同年 12 月まで
⑧ 昭和 45 年 11 月から同年 12 月まで

私は、A事業所で臨時で働いていた。申立期間①から⑤までの冬期は、Bの仕事をしていた。また、申立期間⑥から⑧までの期間は、11月及び12月の2か月間、Cの仕事をしていた。

これらの期間について、厚生年金保険に加入していなかったかどうか調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から⑤までについて、当時の同僚の妻の証言及び当時別の現場で勤務していた職員の証言から、申立人は、時期は明確ではないが、A事業所において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が、同じ作業に従事していたと記憶する同僚二人のA事業所における厚生年金保険の記録をみると、一人は昭和33年7月から同年11月までの期間及び34年4月から同年11月までの期間、もう一人は34年4月から同年11月までの期間に加入記録があるが、申立人が主張する冬期の加入記録はみられない。

また、A事業所における別の現場で夏期はD職として従事し、冬期は申立人と同様にBの仕事に従事した者は、「夏期は厚生年金保険に加入していたが、冬期は加入させてもらえなかったので、健康保険のみ任意継続していた。」と証言している。

- 2 申立期間⑥から⑧までについて、申立人は、「A事業所に雇用され、Cの仕事をしていた。」と主張するところ、当時、A事業所に勤務していた者は、「Cの仕事は、A事業所の直営事業ではなく、3社ぐらいの会社が請け負っていたと思う。」、「請負業者名は、記憶していない。」と証言している。

また、A事業所に係る昭和43年から45年までの期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人が主張する11月及び12月の加入記録はみられない。

さらに、申立人は、Cの仕事についての同僚等の記憶は無く、当時の勤務実態等について確認することができない。

- 3 このほか、申立人は、国民年金制度が開始された昭和36年4月から国民年金に加入し、申立期間④から⑧までの国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる上、申立期間の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年から 53 年までの毎年 11 月ごろから翌年 4 月ごろまで

私は、昭和 34 年から株式会社Aの下請けであったB事業所で、また、B事業所がC株式会社と社名変更した45年からは同社で53年まで、毎年のように季節雇用（11月ごろから翌年4月ごろまで）で作業員として働いていた。

申立期間において、厚生年金保険の加入記録が全く無いのは考えられないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和34年から44年までの期間について、同僚の証言から、申立人は、時期は明確ではないが、株式会社AのB事業所で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間のうち、上記期間内に、株式会社AのB事業所において、季節雇用の作業員として働いていたと証言する同僚も、同事業所での厚生年金保険の加入記録は無いことが確認できる。

また、株式会社Aは、「当時、当社では、現場係による直営施工体制をとり、労働者については、現場係が募集して作業所長と常用を前提としない雇用契約を締結しており、厚生年金保険の加入手続は行っていなかった。」と回答している。

さらに、株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者名簿の4,820人の記録について調査したが、申立人の加入記録は無く、厚生年金整理番号に欠番もみられない。

2 申立期間のうち、株式会社AのB事業所が、C株式会社として厚生年金保険の適用事業所となった昭和45年4月以降について、雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人は、昭和45年及び47年から49年までの各年の11月から翌年4月までの期間において、同事業所で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、昭和46年及び51年の2年間については、雇用保険の加入記録が無く、50年、52年及び53年の11月から翌年4月までの期間は、他社での雇用保険の加入記録が確認できる。

また、申立人が昭和45年4月以降の申立期間において同僚であったと記憶する者も、C株式会社での厚生年金保険の加入記録は無いことが確認できる。

さらに、C株式会社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の関連資料は確認できないが、同社の当時の社員4人は、「C株式会社を設立する際の出資者が社員となった。数十人いた作業員の中で社員となったのは数人だった。」、「社員は厚生年金保険に加入していたが、作業員（季節労働者）は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

加えて、C株式会社に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の加入記録は無く、厚生年金整理番号に欠番もみられない。

3 このほか、申立人は、申立期間において、国民年金制度が開始された昭和36年4月以降は継続して国民年金に加入し、一部期間を除き、国民年金保険料を納付又は申請免除していることが確認できる上、申立期間について、厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。